

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号

東京産業株式会社

取締役社長 里 見 利 夫

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社第105回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第105期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役 9 名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査役 2 名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 取締役ならびに執行役員等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第 5 号 議 案 | | 役員賞与支給の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tscom.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費の落ち込みが見られたものの、政府による経済対策の効果を背景に雇用と所得環境は改善傾向となり、また、日本銀行の追加金融緩和対策等により円安・株高が進行し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

こうした情勢のもと、当社の当事業年度の成約高については、1,012億49百万円と前事業年度を153億18百万円（17.8%）上回りました。また、当事業年度における売上高は、809億81百万円となり、前事業年度を161億30百万円（△16.6%）下回りました。これに伴う売上総利益は60億70百万円、営業利益16億63百万円、経常利益19億28百万円、当期純利益は11億13百万円となりました。

売上高のセグメント別構成は、電力関連部門48.0%、化学機械関連部門22.1%、電子精機関連部門20.3%、環境関連部門9.4%、その他0.2%となりました。

なお、当事業年度より、事業部門間の編成見直しに伴うセグメント別集計の組替えを行い、船舶関連商材を「環境・船舶関連部門」から「化学機械関連部門」に、食品機械関連商材を「化学機械関連部門」から「環境関連部門」（※）に、発電設備補機関連商材を「その他」から「電力関連部門」に、節水関連商材及び包装資材関連商材を「その他」から「環境関連部門」にそれぞれ組み入れております。（※「環境・船舶関連部門」のセグメント名称は、当事業年度より「環境関連部門」に変更しております。）また、前事業年度との増減比較につきましては、前事業年度の集計を組替え後の数値に置き換え、比較しております。

(セグメント別の状況)

電力関連部門

大口の新設案件の成約・売上は無かったものの、アフターサービス案件が堅調に推移し、成約高は530億74百万円と前事業年度比59億66百万円（12.7%）の増加となりました。売上高は388億66百万円と前事業年度比292億54百万円（△42.9%）の減少となり、営業利益は3億88百万円となりました。

化学機械関連部門

国内化学業界は、円高やエネルギー価格の高騰等により海外移転の潮流は変わらないものの、再生可能エネルギー案件等が活況を呈したことなどにより、成約高は213億28百万円と前事業年度比86百万円（0.4%）の増加となりました。売上高は179億18百万円と前事業年度比48億89百万円（37.5%）の増加となり、営業利益は5億14百万円となりました。

電子精機関連部門

海外自動車関連業界向け設備投資が好調に推移し、また、中国向けスマートフォン需要用途の工作機械が大きく伸び、成約高は163億82百万円と前事業年度比68億23百万円（71.4%）の増加となりました。売上高は164億53百万円と前事業年度比64億28百万円（64.1%）の増加となり、営業利益は7億72百万円となりました。

環境関連部門

太陽光発電関連が堅調に推移し、また、コンビニ・スーパー向けポリエチレン包材の受注増等により、成約高は103億29百万円と前事業年度比24億44百万円（31.0%）の増加となりました。売上高は76億9百万円と前事業年度比18億7百万円（31.2%）の増加となりましたが、営業損失は68百万円となりました。

その他

成約高は1億34百万円と前事業年度比1百万円の減少、売上高も同様に1億34百万円と前事業年度比1百万円の減少となり、営業利益は55百万円となりました。

セグメント別売上高とその構成比は次のとおりです。

(単位：百万円)

セグメント別	平成25年度 第104期		平成26年度 第105期(当事業年度)		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
電力関連部門	68,121	70.2 %	38,866	48.0 %	△29,254
化学機械関連部門	13,028	13.4	17,918	22.1	4,889
電子精機関連部門	10,024	10.3	16,453	20.3	6,428
環境関連部門	5,801	6.0	7,609	9.4	1,807
そ の 他	136	0.1	134	0.2	△1
合 計	97,112	100.0	80,981	100.0	△16,130

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は2億86百万円であります。主な内容は、賃貸を目的とした建物及び器具備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成23年度 第102期	平成24年度 第103期	平成25年度 第104期	平成26年度 第105期(当事業年度)
成 約 高	111,435	78,505	85,930	101,249
売 上 高	84,054	82,544	97,112	80,981
経 常 利 益	1,850	1,367	1,429	1,928
当 期 純 利 益	863	754	867	1,113
	円	円	円	円
1株当たり当期純利益	32.13	28.10	32.31	41.48
総 資 産	55,737	69,208	37,611	42,407
純 資 産	16,783	17,433	18,230	19,802
	円	円	円	円
1株当たり純資産	624.83	649.12	678.91	737.47

(注) 第104期事業年度において、当社が売買契約の当事者とならず代理人として行う取引については、売買契約当事者間の取扱高を損益計算書の売上高に含めず、当社が受領する口銭相当額のみを損益計算書の売上高とする方針に変更し、当該変更後の会計方針を遡及適用しております。そのため上記第103期事業年度以前の成約高及び売上高は当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

電力業界は、今後予定される電力小売り全面自由化や発送電分離等の電力システム改革への対応を迫られる状況となっております。また、電力、ガス、鉄鋼、石油業界等の各社の共同出資による特別目的会社設立等によって火力発電所の新規リブレース商談も数多く計画されております。そのようななか、電力関連部門におきましては、従来からの現場密着・提案型営業をきめ細かく推し進め、三菱グループの一員として火力発電設備を中心に、電力の安定供給を目指しつつ、総力を挙げて対応してまいります。更に、環境対策等の発電設備の周辺需要の掘り起こしに努めると共に新エネルギー分野への拡販をメーカーと一体となって進めてまいります。

また、円安やエネルギー事情の影響等により化学メーカーや自動車関連を始めとしたユーザーは海外進出を加速している状況にあり、国内設備投資は減少傾向にあります。そのようななか、化学機械関連部門におきましては、国内ユーザーに対してはよりきめ細かい営業を展開しつつ、太陽光、風力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーやグラスライニング関連商品等の新規案件に取り組み、電子精機関連部門におきましては、中国・アセアン地区、北・中米、欧州等の海外拠点を活用しながら工作機械を中心に海外における事業展開を一層強化してまいります。

環境関連部門におきましては、放射能汚染物質の除染対策、バイオマス設備等の地球環境に配慮した環境事業を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社の企業集団は、当社、子会社9社、関連会社1社で構成されており、電力関連事業、化学機械関連事業、電子精機関連事業、環境関連事業、その他の事業に分かれ、国内及び海外における各種機械・プラント・資材・工具・薬品等の販売、メンテナンス、サービス、更に不動産の賃貸・管理等の事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所

営 業 所 名	所 在 地	営 業 所 名	所 在 地
本 社	東京都千代田区	西 日 本 支 店	福岡市博多区
仙 台 支 店	仙台市青葉区	長 崎 支 店	長 崎 市
名 古 屋 支 店	名古屋市中区	台 北 支 店	台 北 市
関 西 支 店	神戸市中央区	上 海 駐 在 員	上 海 市
札 幌 支 店	札幌市中央区	ジャカルタ駐在員	ジャ カ ル タ
新 潟 支 店	新潟市中央区	バンコック駐在員	バ ン コ ッ ク
静 岡 支 店	静岡市駿河区		

(7) 使用人の状況

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
244名	2名増加	40.2歳	14.5年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	800百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	310
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	300

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,678,486株 |
| ③ 株主数 | 3,859名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三菱日立パワーシステムズ株式会社	3,913千株	14.2%
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,849千株	14.0%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,800千株	6.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,561千株	5.7%
三 菱 電 機 株 式 会 社	1,026千株	3.7%
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	650千株	2.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（株式付与ESOP信託口）	611千株	2.2%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	515千株	1.9%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	500千株	1.8%
MSIP CLIENT SECURITIES	496千株	1.8%

(注) 1. 当社は、自己株式1,215,390株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式（1,215,390株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する611,000株を含んでおりません。

2. 持株比率は自己株式（1,215,390株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年2月23日開催の取締役会決議により、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ると共に、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブプラン「株式付与ESOP信託」を導入いたしました。

本プランの導入に基づき、当社の保有する自己株式のうち611,000株を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）へ一括して処分いたしました。

3. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	里 見 利 夫	社長執行役員
専務取締役	金 巻 雄 治	執行役員 営業第三本部長
常務取締役	伊 藤 宏	執行役員 営業第一本部長
常務取締役	池 田 吉 彦	執行役員 営業第四本部長
常務取締役	須 藤 隆 志	執行役員 管理本部長
取 締 役	米 山 嘉 昭	執行役員 営業第二本部長
取 締 役	布 施 芳 樹	執行役員 営業第一本部 副本部長
取 締 役	蒲 原 稔	執行役員 管理本部 副本部長
取 締 役	川 口 修	慶應義塾大学名誉教授
常勤監査役	根 岸 保 二	
常勤監査役	君 野 健 一	
監 査 役	星 川 勇 二	弁護士法人星川法律事務所代表
監 査 役	小 出 豊	小出公認会計士事務所所長 株式会社SHOEI監査役

- (注) 1. 取締役川口修氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役君野健一氏、監査役星川勇二氏及び監査役小出豊氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役川口修氏及び社外監査役小出豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役星川勇二氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役小出豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (1名)	251百万円 (6百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	37百万円 (21百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	14名 (4名)	288百万円 (27百万円)

- (注) 1. 上記には平成26年6月27日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与40百万円（取締役8名）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役川口修氏は、慶應義塾大学の名誉教授であります。当社と同大学との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役星川勇二氏は、弁護士法人星川法律事務所の代表であります。当社は弁護士法人星川法律事務所と顧問弁護契約を締結しております。
 - ・監査役小出豊氏は、小出公認会計士事務所所長ならびに株式会社SHOEIの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	川 口 修	平成26年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、学識経験者としての高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っています。
常勤監査役	君 野 健 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、常勤監査役として経営管理的な見地から適宜、必要な発言を行っています。
監査役	星 川 勇 二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき適宜、必要な発言を行っています。
監査役	小 出 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な見地に基づき適宜、必要な発言を行っています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	有限責任 あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の会計監査人であった養和監査法人は、平成26年6月27日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。なお、第105期事業年度に係る報酬等の額はございません。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員一人一人が、法令の遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観、価値観に基づいた誠実な行動により、公正かつ適切な経営の実現そして市民社会との調和を図ります。

また、その徹底を図るため、「企業理念」「役職員行動規範」等、コンプライアンス体制に係る規定を整備し、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その教育等を行い役職員への徹底を図ります。

内部監査部門は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス体制の整備及び実現に努めます。

更に、「公益通報者保護法」に則り、コンプライアンスに関する相談・通報のホットライン体制を設け、役職員が社内において法令上疑義のある行為等について直接通報を行う手段を確保します。

この場合、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報を「文書取扱規定」、「文書保存規定」に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理します。

取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社はコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。

また、取引上の与信については「商品取引規定」を設け、段階的な裁量区分を明確化し、経理部が運用管理を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役及び職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び「取締役会規則」他、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めます。

また、取締役会のもとに、社長が議長を務める本部長会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行います。

⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」に基づき、企業グループ各社に、部門別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令の遵守とリスク管理体制を構築すると共に、企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会が企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制を整備します。

なお、企業グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて監査役の監査業務補助のため内部監査部門の職員に監査業務事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役及び内部監査部門の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及び内容をすみやかに報告する体制を整備します。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席することができる他、主要な稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な要求には応じないことを役職員行動規範に規定し、これを基本方針とします。

反社会的勢力及び団体による不当要求が発生した場合には、警察、顧問弁護士等の外部機関とも連携し、有事の際の協力体制を構築します。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当グループの財務の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の基本方針を定め、有効かつ効率的な財務報告に係わる内部統制の整備・運用及び評価を行うものとします。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	31,664	流 動 負 債	21,315
現 金 及 び 預 金	7,322	支 払 手 形 金	2,233
受 取 手 形 金	1,763	買 掛 金	4,805
売 掛 金	15,111	受 託 販 売 未 払 金	7,723
リ ー ス 債 権	14	営 業 未 払 金	121
リ ー ス 投 資 資 産	2	短 期 借 入 金	1,570
有 価 証 券	1,100	リ ー ス 債 権	81
金 銭 債 権 信 託 受 益 権	2,399	未 払 金	150
商 品	853	未 払 法 人 税 等	242
前 渡 金	2,716	未 払 費 用	74
前 払 費 用 金	141	前 受 金	3,878
未 収 入 金	59	預 り 金	43
繰 延 税 金 資 産	148	賞 与 引 当 金	292
そ の 他	67	役 員 賞 与 引 当 金	40
貸 倒 引 当 金	△37	割 賦 利 益 繰 延 金	27
固 定 資 産	10,742	そ の 他	31
有 形 固 定 資 産	2,290	固 定 負 債	1,289
建 物	1,124	長 期 借 入 金	10
機 械 及 び 装 置	117	リ ー ス 債 務	195
車 両 運 搬 具	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46
工 具、器 具 及 び 備 品	296	債 務 保 証 損 失 引 当 金	22
土 地	626	長 期 預 り 保 証 金	92
リ ー ス 資 産	29	繰 延 税 金 負 債	906
建 設 仮 勘 定	96	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	17
無 形 固 定 資 産	234	負 債 合 計	22,604
特 許 権	0	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	6	株 主 資 本	18,339
リ ー ス 資 産	223	資 本 金	3,443
そ の 他	3	資 本 剰 余 金	2,764
投 資 そ の 他 の 資 産	8,217	資 本 準 備 金	2,655
投 資 有 価 証 券	6,079	そ の 他 資 本 剰 余 金	108
関 係 会 社 株 式	243	利 益 剰 余 金	12,779
関 係 会 社 出 資 金	287	利 益 準 備 金	385
長 期 貸 付 金	16	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,393
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	40	別 途 積 立 金	7,113
前 払 年 金 費 用	1,140	特 別 償 却 準 備 金	36
そ の 他	434	圧 縮 記 帳 積 立 金	39
貸 倒 引 当 金	△23	繰 越 利 益 剰 余 金	5,205
資 産 合 計	42,407	自 己 株 式	△647
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,462
		そ の 他 有 価 証 券	
		評 価 差 額 金	1,406
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	21
		土 地 再 評 価 差 額 金	35
		純 資 産 合 計	19,802
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,407

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		80,981
売 上 原 価		74,911
売 上 総 利 益		6,070
割 賦 販 売 未 実 現 利 益 戻 入 額	3	3
差 引 売 上 総 利 益		6,074
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,411
営 業 利 益		1,663
営 業 外 収 益		308
受 取 利 息	3	
有 価 証 券 利 息	21	
受 取 配 当 金	158	
受 取 地 代 家 賃	49	
そ の 他	74	
営 業 外 費 用		42
支 払 利 息	19	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17	
そ の 他	5	
経 常 利 益		1,928
特 別 利 益		8
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8	
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	4	
固 定 資 産 売 却 損	20	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	3	
減 損 損 失	13	
そ の 他	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,874
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	513	
法 人 税 等 調 整 額	247	760
当 期 純 利 益		1,113

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,443	2,655	—	2,655
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,443	2,655	—	2,655
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
特別償却準備金の取崩				—
自 己 株 式 の 取 得				—
自 己 株 式 の 処 分			108	108
税率変更に伴う振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	108	108
当 期 末 残 高	3,443	2,655	108	2,764

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	利益剰余金								
	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計			
		別 途 積立金	特別償却 準 備 金	圧縮記帳 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	385	7,113	40	37	4,233	11,810	△ 537	17,370	
会計方針の変更による累積的影響額					124	124		124	
会計方針の変更を反映した当期首残高	385	7,113	40	37	4,357	11,934	△ 537	17,494	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△ 268	△ 268		△ 268	
当 期 純 利 益					1,113	1,113		1,113	
特別償却準備金の取崩			△ 5		5	—	—	—	
自 己 株 式 の 取 得						—	△ 289	△ 289	
自 己 株 式 の 処 分						—	180	289	
税率変更に伴う振替			1	1	△ 3	—		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—		—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 4	1	847	845	△ 109	844	
当 期 末 残 高	385	7,113	36	39	5,205	12,779	△ 647	18,339	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	825	0	33	860	18,230
会計方針の変更による累積的影響額					124
会計方針の変更を反映した当期首残高	825	0	33	860	18,354
当 期 変 動 額					—
剰 余 金 の 配 当				—	△ 268
当 期 純 利 益				—	1,113
特別償却準備金の取崩				—	—
自 己 株 式 の 取 得				—	△ 289
自 己 株 式 の 処 分				—	289
税率変更に伴う振替				—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	580	20	1	602	602
当 期 変 動 額 合 計	580	20	1	602	1,447
当 期 末 残 高	1,406	21	35	1,462	19,802

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産につきましては、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置

定率法

建物、車両運搬具、工具、器具及び備品

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度末時点において負担する支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っており、投資その他の資産において前払年金費用として計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による事業年度末要支給額を計上しております。なお、当社は平成23年6月に役員退職慰労金制度を廃止しましたので、平成23年7月以降新規の引当金計上を停止しております。したがって、当事業年度末の引当金残高は、現任役員が平成23年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約をヘッジ手段とし、外貨建予定取引をヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内規定である「商品取引規定」に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、評価を省略しております。上記以外は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

7. その他計算書類等作成のための基本となる事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を、期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更致しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1億92百万円増加し、利益剰余金が1億24百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7百万円増加しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

① 取引の概要

当社は、当社従業員への福利厚生を目的として、平成27年2月23日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」

(以下、「本信託」という。)を平成27年3月11日より導入しております。本信託は、予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得します。その後本信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職務等級及び会社業績等に応じた当社株式を在職時に従業員に交付します。本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号平成27年3月26日)」に準じております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は289百万円、株式数は611,000株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額含む) 1,778百万円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - (1) 短期金銭債権 138百万円
 - (2) 短期金銭債務 54百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- (1) 売上高 468百万円
- (2) 仕入高 188百万円
- (3) 営業取引以外の取引高 25百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	28,678,486株	一株	一株	28,678,486株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,825,332株	612,133株	611,075株	1,826,390株

(注1) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少分であります。

(注2) 増加及び減少株式数には、ESOP信託口への譲渡611,000株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	134	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	134	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成27年6月26日開催予定の第105回定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	219	8.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式

当事業年度期首 一株 当事業年度末 611,000株

(2) 当事業年度に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加株式数には、ESOP信託口が取得した611,000株が含まれております。

なお、減少株式数には、当社からESOP信託口へ譲渡した611,000株が含まれております。

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

平成27年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	(百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	96
貸倒引当金	18
役員退職慰労引当金	14
未払事業税	20
投資有価証券評価損	82
関係会社株式評価損	6
ゴルフ会員権評価損	17
その他有価証券評価差額金	9
その他	62
繰延税金資産小計	328
評価性引当額	△ 59
繰延税金資産合計	269
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△ 145
固定資産圧縮記帳積立金	△ 18
その他有価証券評価差額金	△ 681
土地再評価差額	△ 17
特別償却準備金	△ 17
前払年金費用	△ 150
その他	△ 12
繰延税金負債合計	△ 1,043
繰延税金負債の純額	△ 774

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係わる顧客の信用リスクは、社内規定である「信用限度に関する規定」に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。なお、デリバティブは社内規定に従い、外貨建ての契約をヘッジするためのものであるため、外貨建債権債務及び成約高の範囲内で行うこととし、投機目的のデリバティブは行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	7,322	7,322	—
(2) 受取手形	1,763	1,763	—
(3) 売掛金	15,111	15,111	—
(4) 投資有価証券等			
満期保有目的の債券	5,703	5,695	△8
その他有価証券	3,334	3,334	—
(5) デリバティブ取引（※2）	31	31	—
(6) 支払手形	(2,233)	(2,233)	—
(7) 買掛金	(4,805)	(4,805)	—
(8) 受託販売未払金	(7,723)	(7,723)	—
(9) 短期借入金	(1,570)	(1,570)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引いた合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債権は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 受託販売未払金、並びに(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式等(貸借対照表計上額1,071百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券等 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、宮城県その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位: 百万円)

貸借対照表計上額	時価
1,319	1,103

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(持分法損益等に関する注記)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱日立パワーシステムズ(株)	神奈川県横浜市	100,000	原 動 機 他各種機 械 製 造	(被所有) 直接14.27	三菱日立パワーシステムズ(株)製品の購入並びに販売代行及び商品原材料の同社への販売	製品の購入	21,466	買 掛 金	—
									支払手形	—
									受託販売未払金	4,116
						販売代行	販売代行	132	売 掛 金 (販売代行)	18
									売 掛 金 (商品原材料の販売)	455
									その他債務	13
						商品原材料の販売	商品原材料の販売	768	その他債権	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 製品の購入、商品原材料の販売についての価格その他の取引条件は、取引の都度、市場実勢を勘案し、価格を決定しております。販売代行については毎期手数料を取り極め、あるいは都度交渉の上、手数料を決定しております。

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱商事(株)	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接14.04	商品の購入 並びに販売 代行及び商 品の同社へ の 販 売	商品の購入	211	受託販売 未 払 金	24
							販売代行	160	売 掛 金 (販売代行)	14
									売 掛 金 (商品の 販 売)	13
							商品の販売	184	その他債務 その他債権	6 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 商品の購入、販売についての価格その他の取引条件は、取引の都度、市場実勢を勘案し、価格を決定しております。販売代行については每期手数料を取り極め、あるいは都度交渉の上、手数料を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 737円47銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 41円48銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
 期末の当該自己株式の数 611,000株 期中平均の当該自己株式の数 47,000株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 金子 能 周 ⑩

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 芦 川 弘 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

東京産業株式会社監査役会

監査役(常勤) 根 岸 保 二 ⑩

社外監査役(常勤) 君 野 健 一 ⑩

社外監査役 星 川 勇 二 ⑩

社外監査役 小 出 豊 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開を勘案して剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、1株当たり8円とさせていただきますと存じます。

これにより、すでに実施しております中間配当（1株につき5円）を加えました年間配当金は、1株につき13円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金8円

なお、この場合の配当総額は219,704,768円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 における 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	さと み とし お 里 見 利 夫 (昭和27年2月5日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 当社化学機械部長 平成19年4月 当社営業第二本部長 平成19年6月 当社取締役執行役員営業第二本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員営業第二本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	55,400株
2	かね まき ゆう じ 金 巻 雄 治 (昭和27年9月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 当社神戸支店長 平成19年6月 当社執行役員関西支店長 平成20年6月 当社取締役執行役員関西支店長 平成24年6月 当社常務取締役執行役員関西支店長 平成25年4月 当社常務取締役執行役員営業第五本部長兼関西支店長 平成25年6月 当社専務取締役執行役員営業第五本部長兼関西支店長 平成26年4月 当社専務取締役執行役員営業第三本部長(現任)	20,600株
3	い とう ひろし 伊 藤 宏 (昭和27年2月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年4月 当社電力部長 平成21年4月 当社営業第一本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員営業第一本部長 平成25年6月 当社常務取締役執行役員営業第一本部長(現任)	17,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	す どう たか し 須 藤 隆 志 (昭和27年 3月20日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社経理部長 平成21年 4 月 当社管理本部長 平成21年 6 月 当社取締役執行役員管理本部長 平成26年 6 月 当社常務取締役執行役員管理本部長 (現任)	15,800株
5	よね やま よし あき 米 山 嘉 昭 (昭和28年 1月 3日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成19年 4 月 当社ケミカルエンジニアリング第二部長 平成23年 4 月 当社執行役員営業第二本部副本部長 平成24年 4 月 当社執行役員営業第二本部長 平成24年 6 月 当社取締役執行役員営業第二本部長 (現任)	8,775株
6	ふ せ よし き 布 施 芳 樹 (昭和29年 5月29日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成21年 4 月 当社電力部長 平成24年 4 月 当社執行役員電力部長 平成26年 4 月 当社執行役員営業第一本部副本部長 平成26年 6 月 当社取締役執行役員営業第一本部副本部長 (現任)	8,300株
7	かん ばら みのる 蒲 原 稔 (昭和29年 9月16日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成21年 4 月 当社経理部長 平成24年 4 月 当社執行役員経理部長 平成26年 4 月 当社執行役員管理本部副本部長 平成26年 6 月 当社取締役執行役員管理本部副本部長 平成27年 4 月 当社取締役執行役員営業第四本部副本部長 (現任)	8,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
8	* 伊 藤 一 郎 (昭和28年7月7日生)	昭和52年4月 三菱重工業株式会社入社 平成23年4月 同社原動機事業本部サービス 事業部主幹部員 平成25年4月 当社入社 平成25年6月 当社執行役員営業第五本部副 本部長 平成26年4月 当社執行役員営業第五本部長 (現任)	5,400株
9	川 口 修 (昭和15年12月12日生)	昭和53年4月 慶應義塾大学助教授 昭和61年4月 同大学教授 平成18年4月 同大学名誉教授 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. *は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 川口修氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
川口修氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、大学名誉教授としての豊富な学識経験を基にした客観的な立場から、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 川口修氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、川口修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役として再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、川口修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、川口修氏が再任された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役星川勇二氏及び小出豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	こ い で 小 出 豊 (昭和26年6月23日生)	昭和50年11月 監査法人太田哲三事務所入所 昭和59年1月 小出公認会計士事務所 所長 (現任) 平成10年3月 株式会社SHOEI 監査役 (現任) 平成23年6月 当社監査役 (現任)	0株
2	* ふ く ざ き せい こ 福 崎 聖 子 (昭和43年6月26日生)	平成13年10月 九段綜合法律事務所入所 平成15年10月 番町スクエア法律事務所入所 (現任)	0株

- (注) 1. *は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小出豊氏及び福崎聖子氏は社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由
- (1) 小出豊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として財務会計、税務に精通しており、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験を当社監査体制の強化に活かしていただき、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
 - (2) 福崎聖子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と幅広い経験を有しております。その見識と経験を当社監査体制の強化に活かしていただき、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 小出豊氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、小出豊氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外監査役として再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、福崎聖子氏が社外監査役として選任された場合は、同氏につきましても東京証券取引所の定めにに基づく独立役員とする予定であります。
7. 当社は、小出豊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、小出豊氏が再任された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- また、福崎聖子氏が選任された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役ならびに執行役員等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員及び同等の地位を有する者（以下「取締役等」という。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されていましたが、新たに、当社の取締役等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いしたいと存じます。

本制度の導入は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成23年6月29日開催の第101回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度の役位及び業績達成度に応じて、当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役は8名、執行役員及び同等の地位を有する者は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が抛出する取締役等の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績達成度に応じて当社の取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として退任時となります。

(2) 会社が抛出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計150百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として抛出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、150百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中に開催される各年の定時株主総会日に、当該株主総会の報告事項となる事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位及び業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任時にポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、55,000ポイントとします。

(4) 当社の取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイントに応じた数の当社株式の70%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(ご参考)

なお、本制度の詳細につきましては、「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：当社平成27年5月15日付開示資料の抜粋）をご参照ください。

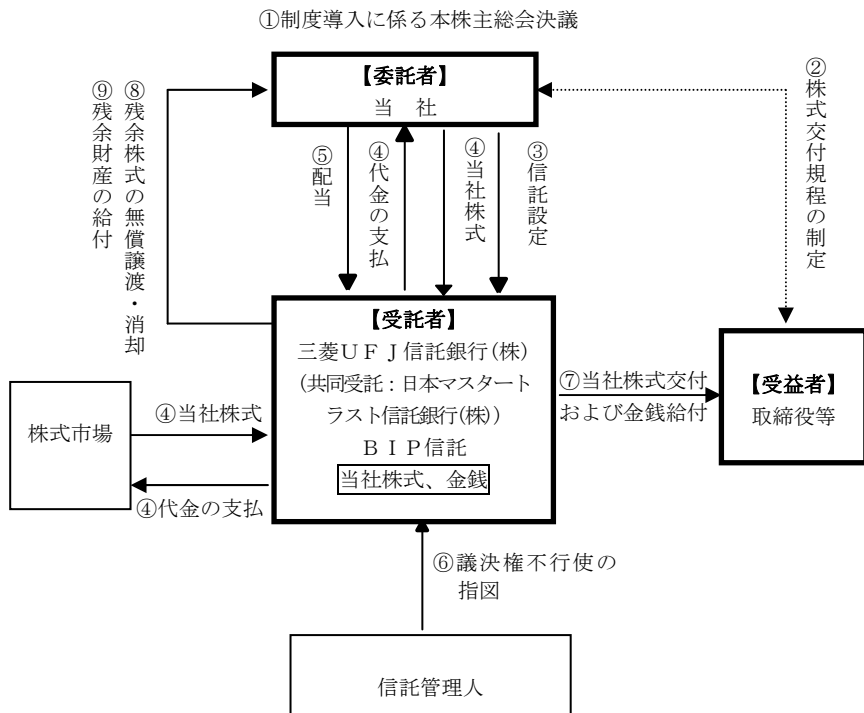
〈ご参考：当社平成27年5月15日付開示資料の抜粋〉

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します（※）。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位や業績目標の達成度に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 当社は、B I P信託の信託期間が満了した場合、新たなB I P信託を設定し、または信託期間の満了した既存のB I P信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

（※）本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることになります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とするB I P 信託を設定します。
- ④ B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。B I P 信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ B I P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績達成度に応じて、取締役

等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退任時に給付されます。

- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、ＢＩＰ信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ ＢＩＰ信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、ＢＩＰ信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の役員および業績達成度に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

（※）下記(4)第2段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント数（下記(5)に定める。）の1年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)第2段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時のポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委託契約を締結している取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。ただし、社外取締役を除く。）

- ② 取締役等を退任していること(※)
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※) ただし、下記(4)第1段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等がされることになります。

(4) 信託期間

平成27年9月16日（予定）から平成32年8月31日（予定）までの約5年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付される株式数

信託期間中に開催される各年の定時株主総会日に、当該株主総会の報告事項となる事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任時にポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

- (6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、150百万円(※)を上限とします。

(※) 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本信託に拠出することのできる金額の上限を150百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を55,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託により取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1年当たりのポイント数の総数に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株数(275,000株)を上限とします。

- (7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

- (8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、

所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時までには付与されていたポイント数に応じた数の当社株式の70%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることになります。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に剰余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付等することが予定される当社株式等を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	専門実務家であつて、当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成27年9月16日（予定）
⑧信託の期間	平成27年9月16日（予定）～平成32年8月31日（予定）

- ⑨制度開始日 平成27年10月（予定）、平成28年に開催される定時株主総会日からポイント付与を開始
- ⑩議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫取得株式の上限額 150百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬帰属権利者 当社
- ⑭残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がＢＩＰ信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

第５号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役８名（社外取締役を除く）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与を総額40百万円支給いたしたいと存じます。

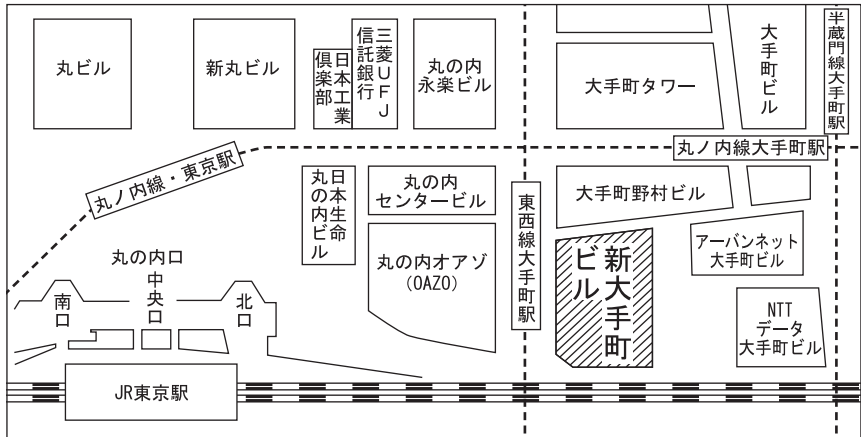
なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

以 上

メ モ 欄

定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル8階



- J R 東京駅丸の内口（北口）徒歩 5 分
- 地下鉄東西線大手町駅 B 3 出口 徒歩 1 分
- 地下鉄丸ノ内線大手町駅 A 5 出口 徒歩 3 分
- 地下鉄半蔵門線大手町駅 A 5 出口 徒歩 3 分